

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

道人事委員会規則

○職務の級における最高の号俵を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....	1
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則.....	1
○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則.....	3
○札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則の一部を改正する規則.....	4
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則.....	5
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	6

道人事委員会告示

○特地部局及びその級別の指定の一部改正.....	6
○準特地部局の指定の一部改正.....	6

道 人 事 委 員 会 規 則

職務の級における最高の号俵を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1071

職務の級における最高の号俵を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年北海道条例第107号)附則第2項の規定により同項に規定する新級を決定される職員のうち、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同項に規定する旧級における最高の号俵を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)と同じ額とする。

(期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第5条第7項ただし書の規定又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第30号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1072

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則 7 - 405)の一部を次のように改正する。

別表第1エの表を次のように改める。

エ 大学教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	大学の助手の職務
2 級	1 大学の講師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする大学の助手の職務
3 級	大学の助教授の職務
4 級	大学の学長又は教授の職務

別表第2エの表を次のように改める。

エ 大学教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級

教 授	大 学 卒		0	9	3	別に定める
	短 大 卒		0	12	3	別に定める
助 教 授	大 学 卒	0	6	9	6	3
	短 大 卒	0	9	12	6	3
講 師	大 学 卒	0	6		6	
	短 大 卒	0	9		6	
助 手	大 学 卒	0	別に定める			
	短 大 卒	2.5	別に定める			

別表第 6 工の表を次のように改める。
工 大学教育職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	1 級 11 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 9 号 俸
	修 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 5 号 俸
	大 学 卒	1 級 2 号 俸

別表第 7 中

海 事 職 給 料 表	3 級	を
大学教育職給料表		
高等学校教育職給料表		
中学校及び小学校教育職給料表		
研究職給料表		

別表第 8 中

大学教育職給料表	10号俸	14号俸	9号俸	11号俸
----------	------	------	-----	------

大学教育職給料表	14号俸	9号俸	11号俸	
----------	------	-----	------	--

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 2 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則 7 - 768）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項中「前項」を「附則第 3 項」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号）第 1 条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の教育職給料表の適用を受ける職員の新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸についての前項の規定の適用については、同条例の教育職給料表の職務の級の 1 級、2 級、3 級若しくは 4 級及びこれらの職務の級における号俸を、それぞれ同条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例の教育職給料表の職務の級の 2 級、3 級、4 級若しくは 5 級及び当該号俸と同じ号数であるこれらの職務の級における号俸とみなす。

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 915）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、附則第3項中「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「次項」を「附則第5項」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第5項から附則第13項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項中「前項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号）第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の教育職給料表の適用を受ける職員の新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸についての前項の規定の適用については、同条例の教育職給料表の職務の級の1級、2級、3級若しくは4級及びこれらの職務の級における号俸を、それぞれ同条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例の教育職給料表の職務の級の2級、3級、4級若しくは5級及び当該号俸と同じ号数であるこれらの職務の級における号俸とみなす。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（教育職給料表の適用を受ける職員の在級年数等に関する経過措置）

2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号）附則第2項の規定により同条例の施行の日（以下「施行日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員（以下「改正条例附則第2項適用職員」という。）に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2エの表の適用については、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

3 改正条例附則第2項適用職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（施行日から平成17年12月16日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成16年12月17日においてその者が属していた職務の級及び北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号）附則第2項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」とする。
（教育職給料表の適用を受ける職員の施行日における昇格又は降格の特例）

4 改正条例附則第2項適用職員のうち、施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる給料月額を施行

日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1073

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則
（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 188）の一部を次のように改正する。

別表第2エの表を次のように改める。

エ 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号俸9,126円、3号俸9,522円、4号俸9,922円、5号俸10,350円、6号俸10,773円
2 級	12,600円。ただし、1号俸11,371円、2号俸11,952円、3号俸12,523円
3 級	13,500円。ただし、1号俸12,852円
4 級	16,200円

備考 「大学教育職給料表」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。

（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 886）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「から附則第5項まで」を「並びに附則第4項及び第6項」に改める。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号）第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の教育職給料表の適用を受ける職員の新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸についての前項の規定の適用については、同条例の教育職給料表の職務の級の1級、2級、3級若しくは4級及びこれらの職務の級における号俸を、それぞれ同条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例の教育職給料表の職務の級の2級、3級、4級若しくは5級及び当該号俸と同じ号数であるこれらの職務の級における号俸

とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1074

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則の一部を改正する規則

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則（北海道人事委員会規則 7 - 227）の一部を次のように改正する。

本則中「5 級」を「4 級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月17日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1075

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 280）の一部を次のように改正する。

第26条の3 第1項第1号ウ中「5 級」を「4 級」に改める。

第30条及び第30条の2を削る。

第31条第1号中「道職員」を「扶養親族（道職員）に、「又は事実上扶養する同居の二親等以内の親族（以下「扶養親族等」という）を「をいう。以下同じ」に改め、同条第2号中「扶養親族等」を「扶養親族」に、「一戸」を「一戸」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の2条を加える。

第30条の2 道職員給与条例第20条第2項の表備考括弧書、学校職員給与条例第20条第2項の表備考括弧書及び警察職員給与条例第23条第2項の表備考括弧書に規定する人事委員会規則で定めるものは、道職員給与条例第11条の2 第1項、学校職員給与条例第10条の2 の5 第1項及び警察職員給与条例第13条の2 第1項の規定による単身赴任手当（次項において「単身赴任手当」という。）を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2 以上ある場合にあっては、いずれかの住居）の所在する地域が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（次項及び第34条第1項において「法別表に掲げる地域」という。）であるもの及び扶養親族が居住す

る住居（当該住居が2 以上ある場合にあっては、すべての当該住居。次項において同じ。）と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第34条第1項において「最短距離」という。）が60キロメートル未満であるものとする。

2 道職員給与条例第20条第2項の表備考本文、学校職員給与条例第20条第2項の表備考本文及び警察職員給与条例第23条第2項の表備考本文に規定する人事委員会規則で定めるものは、単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、当該扶養親族が居住する住居の所在する地域が、法別表に掲げる地域以外で、最短距離が60キロメートル以上であるものとする。

第31条 道職員給与条例第20条第3項第2号、学校職員給与条例第20条第3項第2号及び警察職員給与条例第23条第3項第2号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 第23条第1号から第3号、第7号及び第10号、第29条第3号並びに第35条の3 第3項の規定に該当する職員
- (2) 公益法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員

第31条の2を削る。

第32条から第34条までを次のように改める。

第32条 道職員給与条例第20条第4項、学校職員給与条例第20条第4項及び警察職員給与条例第23条第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、道職員給与条例第20条第2項、学校職員給与条例第20条第2項又は警察職員給与条例第23条第2項の規定による額を道職員給与条例第20条第4項各号、学校職員給与条例第20条第4項各号又は警察職員給与条例第23条第4項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

2 道職員給与条例第20条第4項第3号、学校職員給与条例第20条第4項第3号及び警察職員給与条例第23条第4項第3号に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 道職員給与条例第20条第1項、学校職員給与条例第20条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に規定する基準日（以下この項及び次条において「基準日」という。）において道職員給与条例第20条第3項各号、学校職員給与条例第20条第3項各号又は警察職員給与条例第23条第3項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員等（道職員給与条例第20条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に規定する支給対象職員並びに学校職員給与条例第20条第1項に規定する支給対象学校職員をいう。以下この項及び次条において同じ。）が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの項の他の号に掲げる職員に該当する支給対象職員等となった場合

- (2) 基準日において道職員給与条例第20条第3項各号、学校職員給与条例第20条第3項各号及び警察職員給与条例第23条第3項各号に掲げる職員並びに道職員給与条例第21条第2項、第3項及び第5項、学校職員給与条例第21条第3項、第4項及び第6項、警察職員給与条例第26条第2項、第3項及び第5項並びに公益法人等派遣条例第4条の規定により給与の支給を受ける職員のいずれにも該当しない支給対象職員等が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、道職員給与条例第21条第2項、第3項若しくは第5項、学校職員給与条例第21条第3項、第4項若しくは第6項、警察職員給与条例第26条第2項、第3項若しくは第5項又は公益法人等派遣条例第4条の規定により給与の支給を受ける職員のいずれかに該当する支給対象職員等となった場合
- (3) 基準日において道職員給与条例第21条第2項、第3項若しくは第5項、学校職員給与条例第21条第3項、第4項若しくは第6項、警察職員給与条例第26条第2項、第3項若しくは第5項又は公益法人等派遣条例第4条の規定により給与の支給を受ける職員のいずれかに該当する支給対象職員等について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、道職員給与条例第20条第3項各号、学校職員給与条例第20条第3項各号及び警察職員給与条例第23条第3項各号に掲げる職員、道職員給与条例第21条第2項、第3項又は第5項、学校職員給与条例第21条第3項、第4項又は第6項、警察職員給与条例第26条第2項、第3項又は第5項及び公益法人等派遣条例第4条の規定により給与の支給を受ける職員のいずれにも該当しない支給対象職員等となった場合
- (4) 基準日において道職員給与条例第21条第2項、第3項若しくは第5項、学校職員給与条例第21条第3項、第4項若しくは第6項、警察職員給与条例第26条第2項、第3項若しくは第5項又は公益法人等派遣条例第4条の規定により給与の支給を受ける職員のいずれかに該当する支給対象職員等について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その給与の支給割合が変更された場合
- (5) 前4号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会が認める場合

第33条 寒冷地手当は、基準日の属する月の第2条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員等には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて第31条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員等が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

4 支給対象職員等が基準日の属する月に任命権者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員等が所属する任命権者において支給する。この場合において、支給対象職員等の異動が支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第34条 任命権者（その委任を受けた者を含む。次項において同じ。）は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び当該住居の所在地が法別表に掲げる地域以外の地域であって、当該職員が扶養親族と同居していないときは、最短距離が60キロメートル未満であることを確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

第34条の2を削る。

別表第2 大学教育職給料表の項職員の欄中「5級」を「4級」に、「4級及び3級」を「3級及び2級」に、「2級」を「1級」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則第30条から第34条までの規定及び附則第2項の規定は、平成16年10月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

2 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第10条の4第2項若しくは北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員又は北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第10条の2の2第2項に規定する学校職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）であった者から人事交流等又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用によりこれらの条例に規定する給料表の適用を受ける職員となった者であって、平成16年10月1日以降の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間をこれらの条例の給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第107号。以下「改正道職員給与条例」という。）附則第10項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第108号。以下「改正学校職員給与条例」という。）附則第4項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年北海道条例第109号。以下「改正警察職員給与条例」という。）附則第4項に規定する基準日において改正道職員給与条例附則第9項第1号若しくは改正警察職員給与条例附則第3項第1号に規定する経過措置対象職員又は改正学校職員給与条例附則第3項第1号に規定する経過措置対象学校職員である者となるものに対しては、この場合において改正道職員給与条例附則第10項及び第11項、改正警察職員給与条例附則第4項及び第5項又は改正学校職員給与条例附則第4項及び第5項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月17日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則 7 - 1076 北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則 7 - 6 ）の一部を次のように改正する。 別表第 1 （その 1 ）教育職給料表（大学）の欄中「 5 級」を「 4 級」に、「 4 級」を「 3 級」に、「 3 級」を「 2 級」に、「 2 級」を「 1 級」に改め、「 1 級の 10 号俸以上」、「 1 級の 4 号俸から 9 号俸まで」及び「 1 級の 3 号俸以下」を削る。 別表第 1 （その 2 ）教育職給料表（大学）の欄中「 5 級」を「 4 級」に、「 4 級」を「 3 級」に、「 3 級」を「 2 級」に、「 2 級」を「 1 級」に改め、「 1 級」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年12月17日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則 7 - 1077 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 85 ）の一部を次のように改正する。 別表第 1 教育職給料表（大学）の欄中「 5 級」を「 4 級」に、「 4 級」を「 3 級」に、「 3 級」を「 2 級」に、「 2 級」を「 1 級」に改め、「 1 級」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中「石狩市八幡 4 丁目」を「石狩市八幡 2 丁目」に改め、同表釧路方面管内の項中「清水町南 4 条 8 丁目」を「清水町南 4 条 4 丁目」に改め、同表北見方面管内の項中、 「 端野町字緋牛内 北見警察署緋牛内駐在所 2 」を 「 端野町字二区 北見警察署端野駐在所 1 」に 改める。 北海道人事委員会告示第21号 平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。 平成16年12月17日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 警察職員給与条例関係の表北見方面管内の項中 「 端野町字端野 北見警察署端野駐在所 」を 削る。
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第20号 平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、札幌方面管内の項の規定は平成16年12月 3 日から、北見方面管内の項の規定は平成16年12月 6 日から、釧路方面管内の項の規定は平成16年12月13日から適用する。 平成16年12月17日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄	